

令和7年7月

国民健康保険のお知らせ

こんなときは届け出が必要です！

国保に加入するとき

届け出が必要なとき	届け出に必要なもの
他市町村から転入したとき	本人確認ができるもの、マイナンバーが分かるもの
職場の健康保険をやめたとき、またはその扶養家族ではなくなったとき	健康保険の資格を喪失したことがわかる証明書、本人確認ができるもの、マイナンバーが分かるもの
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、本人確認ができるもの、マイナンバーが分かるもの
外国人が日本に入国したとき	在留カード、パスポート、マイナンバーが分かるもの
子どもが生まれたとき	母子健康手帳、本人確認ができるもの、マイナンバーが分かるもの

国保から脱退するとき

届け出が必要なとき	届け出に必要なもの
他市町村に転出するとき	資格確認書または資格情報のお知らせ、本人確認ができるもの、マイナンバーが分かるもの
職場の健康保険に入ったとき、またはその扶養家族になったとき	職場の健康保険の資格確認書または資格情報のお知らせ、本人確認ができるもの、マイナンバーが分かるもの
生活保護を受けるようになったとき	資格確認書または資格情報のお知らせ、保護開始決定通知書、本人確認ができるもの、マイナンバーが分かるもの
外国人が海外へ出国するとき	資格確認書または資格情報のお知らせ、在留カード、マイナンバーが分かるもの
死亡したとき	資格確認書または資格情報のお知らせ、本人確認ができるもの、マイナンバーが分かるもの

スマホからも喪失手続きができます！

社会保険加入による国民健康保険の資格喪失手続きには、スマートフォン等を利用した電子申請が可能です。右の QR コードからお手続きができますので、ぜひご利用ください。

資格情報のお知らせと資格確認書を7月中旬から下旬にかけて発送します

現在お持ちの保険証は、保険証上部に記載されている有効期限（原則 2025 年 7 月 31 日）まで使えます。

●資格情報のお知らせ(A4サイズ)とは

医療機関の機器トラブルなどでマイナ保険証が使えない場合、資格情報のお知らせとマイナンバーカードを一緒に提示することで保険診療になります。
マイナ保険証とは、健康保険証として利用登録済のマイナンバーカードです。

対 象

マイナ保険証（保険証利用登録済みのマイナンバーカード）をお持ちの方※

送付方法

普通郵便で送付します。

※一度資格情報のお知らせの交付を受けた 69 歳以下の方で、氏名等の資格情報に変更がない方には、7 月に資格情報のお知らせを送付しません。引き続き現在お持ちの資格情報のお知らせやマイナ保険証をお使いください。
なお、70～74 歳の方には毎年送付します。
※汚れ、破れ、紛失などで、資格情報のお知らせの再交付を希望する場合は、国民健康保険課でお手続きください。
※介助者などの第三者が同行して資格確認を補助する必要がある、高齢によりご自身でマイナ保険証を使うことが難しいなどの場合は、国民健康保険課に申請することで資格確認書が交付されます。

●資格確認書(保険証と同じ大きさのカード)とは

これまでの保険証と同様に、医療機関に資格確認書を提示することで保険診療になります。

対 象

マイナ保険証をお持ちでない方

送付方法

特定記録郵便で送付します。

届け出は市役所または各窓口センターで

低所得世帯は国保税が軽減されます。

世帯主と加入者全員の前年分の合計所得金額が右の基準を下回る場合、均等割額を軽減します。

※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度の加入者になった方で、以後世帯主が変わることなく引き続きその世帯にいる方です。
※給与所得者等とは、給与収入 55 万円超の給与所得者と 65 歳未満は 60 万円超、65 歳以上は 110 万円超の公的年金等の支給を受ける方です。
※その年の始めに 65 歳以上になっている方の公的年金所得からは 15 万円差し引いた金額で判定します。
※申告されている所得に基づき自動的に算定します。特に必要な手続きはありません。

軽減割合	所得基準 (令和7年度分)
7 割	43 万円 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下
5 割	43 万円 + 30.5 万円 × (加入者数 + 特定同一世帯所属者数) + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下 ※7 割軽減該当除く
2 割	43 万円 + 56 万円 × (加入者数 + 特定同一世帯所属者数) + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下 ※7 割・5 割軽減該当除く

所得申告はお済みですか？▶軽減措置などが受けられません

国保税の算定には、世帯主と加入者全員の所得の申告が必要です。申告していない場合、正しい国保税の算定ができないだけでなく、各種軽減措置・減免制度の適用が受けられません。

まだ所得申告がお済みでない方は、速やかに申告手続きを行ってください。

令和 7 年度 国民健康保険税率を改定しました

令和 7 年度国民健康保険税率については、茨城県から示された令和 7 年度事業費納付金及び標準保険税率を参考として税率を改定しました。改定内容は以下のとおりです。

		改定前	改定後	増	賦課限度額
医療給付費分	均等割	30,200 円	38,500 円	+8,300 円	66 万円
	所得割	6.81%	7.70%	+0.89%	
後期高齢者支援分	均等割	11,800 円	15,500 円	+3,700 円	26 万円
	所得割	2.78%	3.15%	+0.37%	
介護納付金分	均等割	12,800 円	15,500 円	+2,700 円	17 万円
	所得割	2.21%	2.50%	+0.29%	
合計	均等割	54,800 円	69,500 円	+14,700 円	109 万円
	所得割	11.80%	13.35%	+1.55%	

※国民健康保険税は、世帯の国保加入者数と前年の所得に応じて、3つの区分(医療給付費分・後期高齢者支援分・介護納付金分)ごとの均等割と所得割の額を算定し、これらを合計した金額
※均等割とは国保加入者1人当たりの金額
※所得割とは課税対象額に所得割の税率をかけて計算した金額
※未就学児の均等割額は半額に軽減されます。つくば市では、小学生から18歳以下(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の均等割額についても半額に減免します。

納付方法

◇普通徴収(納付書納付・口座振替)

7月から翌年3月までの毎月、年9回に分けて納付します。納期限は、各納期末日(12月のみ25日)で、末日が土曜、日曜、祝日等の場合は、金融機関の翌営業日となります。

◇特別徴収の方(年金からの天引きによるお支払い)

年金支給日(4月・6月・8月・10月・12月・2月)の年6回に分けて天引きします。
※特別徴収(年金天引き)から口座振替へ変更できる場合があります。

納税は口座振替が便利で確実です!

ご指定の金融機関等の口座から、納期限の日自動的に引落しになります。

■お申し込み方法

以下のものをご持参のうえ、口座振替を希望する金融機関の窓口で、「口座振替依頼書」に必要事項を記入してお申し込みください。

●口座振替を希望する口座の通帳 ●銀行印

※口座振替依頼書は、各金融機関(市内の支店のみ)及びつくば市役所本庁舎、各窓口センターにあります。

※金融機関への申し込みは、ゆうちょ銀行の場合は納期限の2ヶ月前まで、それ以外の取扱金融機関の場合は納期限の1ヶ月前までをお願いします。

非自発的失業者への軽減措置

倒産や解雇などの会社都合で離職した方を対象に、国民健康保険税の軽減制度があります。

※「特例受給資格者証」及び「高年齢受給資格者証」をお持ちの方は、本制度の対象外です。

1. 対象者

次のすべての条件を満たす方が対象です。

- 離職時点で 65 歳未満
- 「離職理由」のコードが【11・12・21・22・23・31・32・33・34】

2. 軽減内容

国民健康保険税の算定の基となる所得などのうち、対象者の給与所得を100分の30とみなして計算します。

3. 軽減期間

離職日の翌日の属する月から翌年度末まで

4. 手続きの方法

国民健康保険課又は各窓口センターで手続きができます。

【必要なもの】

「雇用保険受給資格者証」又は「雇用保険受給資格通知」
本人確認ができるもの

来庁のほか、電子申請による手続きも可能です。



●国保税の減免制度について

つくば市では、やむを得ない事情により国保税の納付が困難な場合には、申請により減免を受けられる場合があります。

以下のような要件に該当する場合には、国民健康保険課へご相談ください。減免を受ける場合には、必ず申請が必要になります。

① 災害にあった場合

災害等により住宅や家財に損害を受けた場合や障害を負ってしまった場合。

② 所得が激減してしまった場合

解雇または倒産等、あらかじめ予測できないやむを得ない理由による失業により、所得が前年に比べて著しく減少した場合。

③ 生活保護を受けることになった場合

生活保護法の規定による扶助を受けることになった場合。

④ 収監されていた場合

刑事施設等に収監されていた場合。

⑤ 旧被扶養者の場合

75歳以上の方が職場の健康保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、その被扶養者(65歳以上75歳未満)が新たに国民健康保険に加入する場合。

※納期限を過ぎた国保税、既に納付した国保税は減免できません。

●国民健康保険一部負担金(医療機関窓口での自己負担分)の減免制度について

災害や失業または倒産等やむを得ない事情により収入が一定額以下になった場合には、申請により、医療機関に支払う医療費の一部負担金の減免や徴収猶予が認められることがあります。

詳細については、国民健康保険課へご相談ください。